

## リニアやまなしビジョン社会実装サポート事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、令和2年3月に策定した「リニアやまなしビジョン」に基づき、テストベッドを突破口に最先端技術で世界に先駆けて新たな価値を創造する「オープンプラットフォーム山梨」を実現するため、山梨県が実施するスタートアップ支援事業に採択されたことのある企業等が本県で行う社会実装に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助対象経費等)

第3条 この補助金は、本県で行う社会実装に必要な経費であって、別表第2に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて交付する。

### (補助金交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者へ速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものはこれを審査し、相当と認めた場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 前条第2項ただし書により交付申請されたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助対象事業の経理等)

第6条 前条の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年度(廃止の承認を受けた場合も含む。)の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、予め事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業が完了しない場合において、補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(様式第4号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山

梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第11条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(様式第7号)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第13条 知事は、第7条第1項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金交付の対象者
<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 山梨県が実施するスタートアップ等支援事業に採択されたことがあること。</p> <p>(2) 「山梨県内に既に事業所を設置している」又は「事業期間内に県内に事業所を設置する予定がある」こと。</p> <p>(3) 補助事業終了後、少なくとも2年間は山梨県内で同事業を継続すること。</p> <p>(4) 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。</p> <p>(6) 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。</p>

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本補助金の対象事業として採択されたプロジェクトの実施に当たり新たに要する以下の経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他知事が必要と認める経費</li> <li>・ 人件費</li> </ul> <p>※ただし、交付決定を受けた事業に直接従事する者に対して支払う給与・賃金に限る。</p> <p>※人件費の計算方法等についてはリニアやまなしビジョン社会実装サポート事業費補助金における人件費の計算に係る実施細則によること。</p> <p>※人件費の補助限度額は、補助申請額の4分の1とする。</p>	1 / 2	5, 000千円